

平成28年度（3月2日作成）

社会福祉法人あしたばの会  
たんぼぼ保育園

## （社福）あしたばの会事業計画

（たんぼぼ保育園・ゆしま・ほんごう・しんはな・こととい・分園・一時保育）

### <設立経過と趣旨>

当園は1978年（昭和53年）4月1日より、社会福祉法人「あしたばの会」が設立・経営する「たんぼぼ保育園」として開園されました。

その前史は、1964年2月3日東大病院に勤務する看護師が出産しても働き続けられることを願って設立され園児1名、保育士1名の無認可保育所の「東大保育所」であり、その後、第一次石油ショックと日本全体の経済（財政）危機のあおりを受け経営困難に陥った為、無認可保育所を解散し、東京大学の理解と協力により土地と建物（旧園舎）の無償貸与を受け社会福祉法人を設立し、たんぼぼ保育園に引き継がれました。その後の事業展開は「下記」を参照してください。

### <法人の設立趣旨>

- ①働く女性の就労を支援する。
- ②産休明けからの就学前までの「保育・教育」を実施する。
- ③「研究・教育・医療」活動を理解、協力する。
- ④子どもたちの健やかな成長・発達の保障、そのための保育条件・環境の向上を目指す。
- ⑤この地域における保育を必要とする児童の保育と福祉の増進に貢献する。

### <事業の変遷>

- ・昭和58年3月365平方メートル→685平方メートル（定員80名→108名）
- ・昭和63年9月延長保育一夕方7時15分まで開始。
- ・平成12年4月一時保育（バンビ）開始。
- ・平成14年目白台緊急一時保育開始。（平成18年、区の都合で廃止）
- ・平成14年4月ゆしま分園創設（0歳6名、1歳6名、2歳7名ー計19名）
- ・平成21年7月子育て支援「すくすくひろば」開始（自主事業）
- ・平成22年4月ほんごう分園創設（1歳6名、2歳7名、3歳7名ー計20名）
- ・平成24年9月しんはな分園創設（3歳4名、4歳10名、5歳10名ー計24名）
- ・平成28年4月1日こととい分園創設（1歳7名、2歳9名、3歳12名ー計28名）

### 1. 経営と運営に関する「基本的理念」

- 1) 児童憲章、児童福祉法、学校教育法の理念に基づき子ども権利条約の最善の利益を守ることに努力する。
- 2) 保育園の経営・運営は、社会福祉法・労働基準法、就業規則等「制度・規則」を遵守し、あしたばの会定款に沿って透明性のある社会的・公的事業であることを基本に推進する。
- 3) 子どもたち一人一人の「主体性、自主性」を尊重し、就学前の「生きる力、生活力、豊かな心、社会性、能力」等の基礎を育む「保育・教育」を基本に進める。

- 4) 園と利用者と連携し、地域社会の支援、協力を得て共に育てる保育を推進する。
- 5) 子どもの心身の健やかな発達には「豊かな環境の保障」と「職員の専門性の向上」が不可欠であり、そのためにも「明るく、安心して」働ける保育園を築く。
- 6) たんぽぽ保育園における「本園・分園」の「経営・運営」「保育・教育」活動は、交流、協力を基本に質の向上を図るため一体的に進める。
- 7) 子どもたちが外国文化を理解、経験できる機会をつくる。

## 2. 事業所の名称を「たんぽぽ保育園」とし英語名称は以下の名称とする

TAMPOPO NURSRY AND PRESCHOOL

この名称には、養護と保育・教育を含めたものです。

- ①養護は、基礎（基本的）的生活習慣、感受性・感性と生命等を考えています。
  - ②保育は、子ども権利条約や児童福祉法を基本とす全ての子どもは等しくの考えです。
  - ③教育は、総合的な能力、力量（知力・運動・社会性・規範・自尊心・表現力等）
- 《注》「PRESCHOOL」は、一般的に保育園と幼稚園を含む名称となっています。

## 3 「法人理念」を具体的に推進する方針

- 1) 利用者・地域住民の、保育ニーズに積極的に対応できる保育園（本園・分園）の運営
- 2) 子育て家庭が、安心して子どもを保育園に預けられる保育
- 3) 保育制度（新保育制度）・諸基準を基本に本園・分園における「教育・保育」条件及び保育環境の充実
- 4) 「生活と遊び」を基本に、子どもの主体性を重んじ、自立（律）・思いやり・責任感や他児との関係、社会性を育てる保育
- 5) 保育園を取り巻く環境を活かし、太陽と自然に触れ、感性・情緒と表現力豊かな人間を育てる保育
- 6) 「いのち」「豊かな心」（情緒）「人間関係」「社会との関わり」を大切にする保育
- 7) 体を思いっきり動かし、健康で明るく生きる力をもった子どもを育てる保育
- 8) 事故と怪我を防ぎ子ども達の命と安全を大切にする保育・安全管理
- 9) 子ども達の健康と生命を守る保護・衛生管理を大切にする保健活動
- 10) 日本の食文化を大切にし、子どもの健康・安全（アレルギー食）に配慮した給食を通じての食育

### 1 1) 生活・遊び・食事等を通じ外国文化に触れ、理解する機会をつくる

## 4. 「法人理念」に基づく「保育・教育」の理念と子ども像目標

### 1) 「保育・教育」の基本的理念として

- ①人としての情緒・感性・豊かな心・様々なに能力の基礎を培う
- ②子どもの自主性、主体性を大切に自分で判断し自分を主張できる力を培う
- ③子どもの夢と希望を創る源と喜びが生まれる「生活と遊び」を保障する

### 2) 「教育・保育」5つの目標

- ①生活する力（生活習慣・自立（律）・自尊心・希望）
- ②生きる力（食べる・健康・運動・自信・希望）
- ③知的力（考える・言葉・創造力・能力・感受性）
- ④関係（人との）性の力（規範・ルール・コミュニケーション）
- ⑤文化の力（生活様式・音楽・遊び・しつけ）

### 3) 園がめざす「5つの子ども像」

- (1) 健康で明るく元気に遊べる子ども
- (2) 良く見て、聞いて考えて行動できる子ども
- (3) いろいろと自分を豊かに表現できる子ども
- (4) 自分も友だちも大切にできる子ども
- (5) 命を大切にできる子ども

## 5. 社会福祉法人「あしたばの会」事業内容

### 1) 保育事業の概要

#### (1) 概要

法人名	社会福祉法人 あしたばの会
設立	昭和53年4月1日
所在地	東京都文京区本郷7-3-1
電話番号	03-3812-4091
FAX番号	03-3812-6496
理事長・園長	菅原 良次

#### (2) 分園事業（

- ①湯島分園（定員19名0歳～2歳）—湯島地域
- ②本郷分園（定員20名1歳～3歳）—本郷地域
- ③しんはな分園（定員24名3歳～5歳）—
- ④こととい分園（28名1歳～3歳）—根津地域（言問通り）

#### (3) 一時保育（ばんび）定員10名前後（本園隣接）

#### (4) 職員配置と構成—国・東京都・文京区基準（0歳3対1、1歳5対1、2歳6対1、3歳15対1、4・5歳30対1）

園長・主任（正副）・保育士・看護師・栄養士・調理師・事務員・用務員

#### (5) 保育時間

- ・開園時間 7:15～19:15
- ・長時間保育 7:15～18:15
- ・短時間保(注)
- ・延長保育 18:15～19:15

#### (6) 保育園の休日

- ・日曜日・祝祭日
- ・年末年始 12月29日～1月3日（希望により29日・30日の年末特別保育あり）

### 2) ホームページについて

- ・本園のホームページをご覧ください。
  - ・月1回を目安に更新しておりますので、是非ご覧下さい。
- ホームページアドレス：<http://www.ashitaba-tanpopo.com/pc/index.html>

## 6. 平成28年度「保育・教育」及び地域子育て支援活動事業計画について

### 1) 定員・保育時間等

- (1) 保育園の定員と4月1日の実人員・・・「資料」
- (2) 保育時間—1日8時間を基本とし、11時間保育、短時間保育

- (3) 生後 6 週から産休保育
- (4) 年末保育（12 月 29 日・30 日）一年末の保育ニーズに応え自主事業として実施
- (5) 就学時間に配慮した延長保育－1 時間の実施（18 時 15 分～19 時 15 分）

## 2) 子育て家庭を支援する一時保育事業の実施（8 時 30 分～17 時 00 分）

（一時保育とひろば事業（独自事業）は、たんぽぽ保育園の地域支援の事業）

- ・一時保育へのニーズが地域全体で多く、要望に積極的に応えていく
- ・子育て相談に応え、利用者の子育てを支援し、保育園への理解を深めていく
- ・料金－1 日 4,000 円・半日 2,000 円＋「給食代 250 円＋おやつ代 100 円」

## 3) 子育て支援「すくすくひろば」（自主的事業）

- ・家庭や地域住民のニーズに積極的に応え、この事業を通じ家庭での子育て支援を目的として独自に取り組んでいる。
- ・保育室で 9 時 45 分から 11 時頃まで、保育体験を通し子育てや病気、離乳食、遊ばせ方・遊具等について相談できる。

## 4) 「教育・保育」（養護）の質の向上を目指し「成長過程」と指導計画を大切にす

- (1) H27 年 4 月から始まった新制度の「連携型認定子ども園要領」や保育指針との関連を含めた研修を計画的、積極的に行う。
- (2) 昨年 11 月ごろより始めている子どもの「主体的・自主的」成長を促す「環境」の充実と職員の対応、専門性の向上」を継続、推進することが今年度の大きな課題（ポイント）「別紙参照」である。
- (3) 四つの分園においても、「上記」（1，2）の課題を基礎に縦割り保育を無理なく積極的に推進する。
- (4) これらを推進、向上させるために「職員、クラス・分園」間の課題について共有し保育士間や保護者の理解と協力を大切にする
- (5) 子どもたちの主体性と自尊心、人格を尊重した「教育・保育・養護」と社会性を育てる具体的な保育内容は、園の「理念」・「推進方針」と「園目標」を基に「教育・保育過程（計画）と指導計画」を中心に、各年齢に応じた年間計画・月指導計画・週計画・個人計画を作成する。なお、計画は 4 月に作成し、5 月に開かれる懇談会等を通じ保護者にも説明する。
- (6) 保健・給食関係を中心に衛生管理を徹底し、病気・食中毒の発生を防ぐように努力する。
- (7) 事故・怪我等の発生を防ぐ為、危険箇所の点検と安全保育を徹底する。
- (8) 日々の保育活動と連携し食育の大切さを子どもや保護者に理解してもらう為、試食会を計画し、給食献立（たより）を通し啓蒙していく。また、子ども達が自分達で栽培した屋上の「ミニ畑」の野菜を食べることにより、好く嫌いをなくし、食事の大切さを理解させる。

## 5) 保健計画

- (1) 保育園における保健活動（看護師）は、子どもたちの健康管理と病気・けがの予防が基本業務であり、衛生管理、危険箇所の点検、視診を本園、分園を含め積極的に行う。そのために嘱託医師、保健所と連絡を取り、協力をえる。

- (2) 感染症・病気・怪我を未然に防ぐため、情報収集と早期発見に努め、文京区サーベイ・ランスや掲示・お知らせ・保健だよりを活用し、早期の伝達に努める。
- (3) 職員の健康診断は、年一回実施する。

#### 6) 食育を基本とする給食について

- (1) 屋上の「ミニ畑」での野菜栽培や調理活動、食材の話、マナー等を通じ食事の大切さを文化として子ども達に伝え理解の向上をはかる。そして、食べ物の好き嫌いをなくすようにしていく。
- (2) 保護者にも食育（食事）の大切さを園だより（クラス・給食たより等）で伝え、「園・子ども達・保護者」と一緒に協力できるように努力する。
- (3) 給食室関係の衛生管理、食品管理の徹底
- (4) 自然食と手作りを基本に、子ども達の栄養管理と健康な体作り、医師の診断書に基づくアレルギー対応の徹底を行う為、日常的に職員全体で情報を共有し確認しながらの配膳で誤食を防ぐ。  
※食育基本法に基づいて、食育計画を作成し、給食活動を行う。

#### 7) 教材・保育環境について

- (1) 年齢に応じた子ども達の成長・発達を促し、感性を育てる為、安全で良質の教材・絵本を整えるようにしていく。
- (2) 月齢・個・集団が生かされ、子ども達の主体性・自主性が尊重される保育活動の向上を目指し、コーナー保育を重要視する為、それに対応した遊具・教材の研究・研修を計画する。（研究者等講師を招く）

#### 8) 「基本理念」を推進する園内運営について（職員の業務分掌・役割、配置図）

- (1) 職員の職務分掌は、園の「基本理念・推進方針・定款と就業規則（平成 25 年 4 月改正）」を基本に進める。
- (2) 職員の役割・クラス分掌・勤務表—別紙「資料」
- (3) 保育園の**管理と運営**は「職員会議やリーダー会、クラス・分園会議」等を通じ行う。その具体的運営は、諸会議を基に、保育の質を向上させるため「計画・実践・反省・考察・計画」を常に大切にする。
- (4) 本園・分園の交流を積極的に推進する。また、保育の質の向上を目指し本園と周辺環境の活用等を積極的に行う。（日常活動として園庭遊具・散歩・運動会等の行事・ホールの使用）
- (5) 保育レベルの向上を目指し、園内・園外研修を充実していき、自己研修計画の作成と自己評価を行い、常に改善していく。
- (6) マニュアルを基にした衛生・安全・危機管理を職員全体のものにする。
- (7) 今年度は、職員一人ひとりのスキルを自覚的に向上させる努力をするため自己研修計画の作成と自己評価を実施する方向で検討する。

#### 9) 研修について

- (1) 「新保育所保育指針・連携型認定子ども園要領に関する研修を強めるため外部講師を招く計画を立てる。

- (2) 子ども一人ひとりの自主性・主体性（自分で考え、判断する力、社会性など）を育む保育の定着と向上をめざし引き続き研修を強化する。
- (3) 外部の各種研修会に引き続き派遣・外部講師を招いての研修を行い学んできた保育を職員全体で共有するための報告会を行う。
- (4) 気になる子どもについてのリーダー会・職員会議、**個別の会議(情報交換)**における検討と研修を計画する。
- (5) 地域活動、家庭への支援等の関係でカウンセリング・ソーシャルワーク等の研修も行う。
- (6) 8年間続いている講師をお招きしての保育士のピアノ研修を引き続き毎月1回行う。（マンネリ化を防ぐ為、年1回ホールでの発表会を計画する。）
- (7) 人権に関する研修に参加し、人権に関する意識の向上をはかる。

#### 10) 世代間・地域とのつながり

- (1) 夏祭り・懇親会や交流バーベキュー・お餅つき大会等での保護者との協力を通し、保護者・卒園児童、お年寄りとの交流を深める。
- (2) 9月に「祖父母への感謝の会」を行う。

#### 11) 小学校との連携活動について

- (1) 卒園児を励ます会（5月）と交流会（8月）の2回行う。
- (2) 小・中学生等の体験学習、ボランティア等を積極的に受け入れる。
- (3) 学校行事への参加の検討
- (4) 卒園児が学校生活をスムーズに送れるよう、「保・小の連携」を深める。生活記録を小学校に提出する。その場合、プライバシーに配慮する。

#### 12) 保護者との関係について

- (1) 必要に応じて個別に保護者面談を行う。
- (2) 4月に保育計画を作成し、5月の懇談会で説明を行う。その他、クラス別保護者懇談会を年2回行い、保育への関心を高め、保育園と保護者が共に協力し子育てすることの大切さに対する理解を深める。（行事予定参照）
- (3) 園だより・クラスだよりを通じ、日常の保育活動と保育園での子ども達の様子を積極的に保護者に伝える。
- (4) 行事計画にあるように、保育参観（参加）を年2回行う。（行事予定参照）
- (5) 外の掲示板を活用し、園での子ども達の様子と保育事業・保育活動の内容を地域に広め、保育への理解を深めるよう努力する。
- (6) 子育て等保護者向けの「講演」についてアンケートをとり、計画する。

#### 13) 災害対策と「衛生・安全」管理

- (1) 「3・11 東日本大地震」の経験を活かし、メーリングリストや0歳へ防災ずきん、を整備する。本園・ゆしま・ほんごう・しんはな・こととい分園への避難方法と場所等について方針と計画を検討する。
- (2) 毎月初期消火訓練と避難訓練、9月に保護者の園児「お迎え訓練」を実施する。

- (3) 消防自主点検（主に火元・電気・廊下）を行う。
- (4) 本園・分園、各クラスを点検の上、家具転倒防止対策を行う。
- (5) 業者による給食運搬用昇降機の点検を行う。（月1回）
- (6) 消防用設備等の点検を年2回行い、防災器具・非常食の備蓄を充実させる。
- (7) 緊急用のAEDを設置についての検討（ゆしま・ほんごう・しんはな・こととい分園）
- (8) 防災計画の作成と職員の防災意識の向上をはかる研修を実施する。

#### 14) その他の「運営と計画」について

- (1) 本園、ゆしま・ほんごう・しんはな・こととい分園、一時保育（バンビ）の運営及び保育を連携させ、一体的・計画的に行う。
- (2) 「個人情報保護」に関し、そのあり方について研修・検討する。
- (3) 東京都が主催する人権に関する研修に参加し、人権問題についての意識の向上をはかる。
- (4) これまで、利用者評価を含め保育に対する評価を5回（21年、22年、24年、25年、27年）実施した。特に27年度の第三者評価は現在取り組んでいる「保育の見直し」（子どもの自主性・主体性を基本とする保育環境の充実と職員の対応の在り方）についての評価が出されており、その検討を踏まえ、今年度の保育計画に反映させていく。
- (5) 5年間続いた「放送保育と教育」を再検討し、クラス任せにするのではなく、これまで取り組んできた職員を中心に協力体制をつくり、平成28年度の放送、教育大会には、そうした体制の元で発表を行う。
  - ・引き続き4歳・5歳クラスにおけるラジオの視聴を通して、子ども達への多面的な働きかけと興味の広がり、聞く力、探究心、想像力等を育てることを目標に保育活動と内容の向上の一環として取り組む。
- (6) 引き続き苦情処理担当の掲示と、「意見・要望箱」の設置を行う。

#### 15) 職員の職場環境と職員処遇に関し

- (1) 今年度も職員・パート職員の処遇について改善を行う。
- (2) 就業規則を現状と新労働基準法に沿って改正しており、働きやすく明るい職場をめざし諸規則の徹底を図りたい。
- (3) 職員の厚生活動について検討していく。

#### 16) 分園と一時保育について

- (1) 「小規模・ワンフロアー・周囲の環境」等の分析・検討と分園の良さを整理（まとめ）し、保育のやり方を含め検討する。また、27年度の異年齢、縦割り保育を反省、整理し、その経験を踏まえより、積極的計画のもとで実施する。（ゆしま1、2歳・しんはな分園4・5歳・ほんごうとこととい分園2・3歳）
- (2) 一時保育へのニーズが多く、問い合わせ、申し込みが連日寄せられている。希望理由は「就労、保育園への入所待ち（待機児童）、家族の病気、職探し、研究のための短期移動、幼稚園（行事）関係、リフレッシュ」等多岐にわたっている。そうしたニーズに少しでも応えられるよう努力する。

#### 17) 修繕・改修工事計画（検討・予定）

- ・事務室の改装
- ・しんはな分園の仕切り（パーテーション）
- ・その他